

農作業安全フォトコンテスト開催要領

中国四国農政局が実施する農作業安全フォトコンテスト開催要領を次のように定める。
平成22年10月
一部改正 平成23年8月

1. 趣 旨

農林水産省では、農作業の集中する春と秋に『農作業安全確認運動』を実施することとしている。

このため、中国四国農政局においても『農作業事故撲滅キャンペーン』の一環としてフォトコンテストを開催し、農業者をはじめとする関係者に対して、運動の周知徹底と農作業安全対策の実践を推進することとする。

2. テーマ

募集テーマは『農作業安全』に関連するものとして、開催の都度定めるものとする。

3. 応募規定

- (1) サイズはA4のみとし、出品点数は不問とする。
- (2) 既に発表している作品（同時期に開催される他のコンテストに応募している写真も含む）は受け付けないものとする。
- (3) 応募に際しては、作品の裏に氏名、住所、電話番号、作品のタイトルと簡単な解説を記載した用紙を添付することとする。
- (4) 人物が被写体となっている場合、あらかじめ被写体の方の了解を得てから応募することとする。

4. 応募締切

応募締切は開催の都度定めるものとし、当日消印有効とする。

5. 作品の送付先

〒700-8532

岡山市北区下石井1丁目4-1 岡山第二合同庁舎

中国四国農政局生産経営流通部農産課 農作業安全フォトコンテスト係

6. 審査・表彰

- (1) 審査：別途定める表彰実施要領に基づき審査会を開催し、受賞者を決定するものとする。
- (2) 表彰：中国四国農政局長賞ほか数点（予定）

7. 発表・掲載

審査結果は、応募者全員に文書で通知するほか、入賞作品については中国四国農政局ホームページ等に掲載する。

また、中国四国農政局（岡山県岡山市）等にて作品を展示・紹介する。（予定）

8. 応募作品の扱い

- (1) 応募作品の返却は行わないこととする。
- (2) 応募作品は、今後の農作業安全推進活動等のため、パンフレットやホームページ等で使用する。このため、応募作品の出版・掲載にかかる権利は中国四国農政局

- に帰属することとする。
- (3) 入賞作品については、原版（ネガ。電子媒体の場合は CD-R にコピーしたもの）を提供いただくこととする。

9. 協賛の募集

本コンテストの趣旨に賛同いただく企業・団体等を募集することとする。

10. 附則

平成 23 年 9 月 1 日以降は 5 の作品の送付先を中国四国農政局生産部生産技術環境課に読みかえるものとする。